



Pachinko Chain Store Association

第47回PCSA公開経営勉強会 発言録

開催日：平成26年2月20日（木）
時 間：午後3時30分～6時
会 場：アルカディア市ヶ谷 富士



Pachinko Chain Store Association

第一部

カジノの日本上陸と パチンコホールの三店方式への警告

講師 : 弁護士 三堀 清先生 三堀法律事務所

皆様こんにちは、弁護士の三堀と申します。

本日は、『カジノの日本上陸とパチンコホールの三店方式への警告』という、何をお話していいのか非常に悩ましいお題をいただきまして、本日高いところに上がらせていただいているわけですが、本日はまず一般論として、パチンコに関する業法、風営適正化法、風営法とか風適法とかいわれておりますけれど、この法律におけるパチンコの規制というのはどういうものなのか。その中で景品、法律の上では賞品という言葉を使っているんですが、その提供方法の規制というのはどういうものがあって、それがどういう意味があるのかをまず最初にお話させていただいた上で、2番目にパチンコホール業界というのは今どういう状況であって、どういう問題点があるんだろうということをお話させていただいた後、やや唐突ではあるんですが、今話題になっておりますカジノに対する規制、これは特定複合観光施設区域整備法案、まあ、今国会にかかっているのは推進法案ということなんですが、これに対する整備法案、あるいは実施法案と称されております、カジノ施設、IR施設といいますが、IR実施法案の基本的な考え方はどういうものなのか、ということの説明させていただいた上で、そこから浮かび上がってくるパチンコの問題点、パチンコの実情と規制の問題点というのを少し取り上げて、その中で一番焦点となるであろう、いわゆる賞品の買取、いわゆる3店方式の問題点というものを少し検討して、それからまた今度はカジノが日本に上陸するとどういふ影響があるのかということも少し検討した後、健全化という視点から賞品買取にはどういふ方向性があるのか、更にこの賞品買取は将来どういふ方向性に行くんだろうか、という事を検討した後、最終的にパチンコの将来像はどうなるんだろうか。ちょっとまとまりが悪いかもしれませんが、また雑駁な話になるかもしれませんが、そういうお話をさせていただきたいと思います。

まず、第一として、風俗営業等の規制および業務の適正化に関する法律、まあ、風営適正化法とか、風営法とか、あるいは風適法といわれている法律による規制の枠組みと、その中における賞品の提供等に関する規制の位置付けというものについて、少しお話をさせていただきます。これはもう皆さんお話を申し上げるまでも無く良くご存知のところだと思いますけれど、少しおさらいにお付き合いいただきたいと思います。

まず、風営適正化法においてパチンコというものがどういふ風に位置づけられているかということ、お手元のレジュメの5ページの上の方に書いてあるんですけど、「設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業」という規定をしております。これは麻雀荘とパチンコ屋さん、これが風営適正化法の法2条1項7号というところに、今申し上げたような設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業という形で規定されておまして、これを7号営業というわけですが、端的に申し上げますと、パチンコというのは設備を設けて射幸心をそそる恐れのある遊技をさせるというところで特定されているというところがございます。これは一言でいうと、パチンコ屋さん、ホールというのは客に射幸心をそそる遊技をさせるから、規制の対象になる。ということは射幸性の抑制、というところに規制が収斂するということができます。要するに風営法というのはパチンコ屋さんに対してはその射幸性を抑制する、一言でいうと著しく射幸心をそそる恐れが生じないようにする、というのが風営適正化法、風適法におけるパチンコに対する規制の眼目であるということがいえます。

では、風営法、風適法では、パチンコの射幸性抑制をどのような方法で規制しているのか。規制の枠組みはどうなっているかということ、射幸性の規制方法としては、まず遊技機の性能を規制する、というのが原則であります。風営法では「著しく射幸心をそそるおそれ」という言葉は2箇所しか出てきません。風営適正化法の4条4項と20条1項というところにしか出てきません。これはいずれも遊技機の性能に対して、国家公安委員会規則で定める性能という事で、一定以上の出玉率であるとか、そのような遊技性能を抑制するという方法で、射幸性を抑制するという方法を取っております。すなわちまず、風営法は遊技機の性能を抑制することで、射幸性を抑制する方法を取っているという事がひとつ言えることができます。

その次に言えるのは、遊技料金、賞品の提供方法の規制です。3番目には遊技場経営者の禁止行為、これは例えば現金や有価証券の提供の禁止であるとか、自家買いの禁止というのが定められております。それから広告宣伝の規制ですね。お客さんにいわゆる出玉イベントで集客をする、ガセイメントなんていう言葉もありますが、お客さんを煽るような広告宣伝をして、それで客を集めるというそういう営業

方法を禁止する。そういう枠組みになっております。

特に、この賞品の提供方法の規制というのと、遊技場経営者の禁止行為というのは、もう少しここでおさらいしますが、賞品の提供方法の規制というのはどういうことかと申しますと、まずは等価性の基準というのがあります。等価交換原則といわれていますが、これは500円のたばこは4円の玉だったら125個、20円のメダルであれば25枚、いずれも交換価格は500円です。これで提供しなければいけないという規制であります。すなわち、これはどういうことかと申しますと、わずかな貸玉料金の出玉、貸玉に対して、高額の景品を提供する、このこと自体が著しく射幸心をそそるおそれがある、ということでもあります。

それから、あるいは景品の取り揃え。これはどういうことかということ、日常生活の用に供する、要するに日用品をたくさん景品として取り揃えて、持って帰るようにしてくださいということです。それから、景品の上限を1万円にする。今度規則が変わって9600円になるということになります。景品の上限を規制する、これが賞品の提供方法の規制であります。

次の遊技場経営の禁止行為というのはさっき申し上げました、現金やこれと同視されるような有価証券を景品として提供することを禁止。それからそれを潜脱するような、景品の自家買いの禁止等が定められております。

それから、先ほど申し上げました等価性の基準と景品の上限を1万円以内にするという賞品の提供方法の規制、それから遊技場経営者の禁止行為としての現金及び有価証券を景品として提供することの禁止、それから自家買いの禁止という行為ですね。これはパチンコを賭博罪としないための制度的な担保であるということもできます。

すなわち、賭博行為というのは、賭博罪というのは単純賭博であれば罰金刑しかないんですが、社会的には非常に強い非難を浴びる犯罪行為です。賭博罪というのはどういう行為かということ、偶然の勝敗に対して財物を賭ける行為。これを広く賭博行為としている。これは刑法185条というところに規定されております。すなわち、ゲームやその他の勝負事、あるいはスポーツの勝敗の結果等に関して、お金だけではなく一切の財産的な価値のあるものを賭けるということが、広く賭博罪の対象となるわけがあります。しかしそれでは、社会一般で行われている色々な遊戯行為、遊び、そういったものが賭博罪で処罰されてしまっておかしいと。社会の実態から遊離してしまうということになりますから、刑法の185条の但し書きで、「一時の娯楽に供する物を賭けたにとどまるとき」は賭博罪は成立しないという風に規定されています。すなわち、娯楽の用に供するような日用品を賭けたに留まる時は、外見的には賭博に当たる行為であっても賭博罪は成立しないというのが刑法の規定であります。

この刑法の規定を受けて、風適法では遊技の結果得られるものですね、景品、これは法律上は賞品といわれていますが、賞品を日常生活用品に限定する。お金を提供してはならない。特にお金に関してはどんなに小額であってもゲームやスポーツの結果賭けた場合には、賭博罪が成立する。日常の用に供するものという賭博罪が成立しない場合の要件に該当しないという事になって、賭博罪で有罪になってしまうというのが、古い昔からの判例の考え方ですので、お金はどんなに小額でも除外する。景品はあくまでも日常生活用品、日用品に限定する。しかもその上限は1万円までとする、というのがこの賞品の提供方法に対する規制、あるいは遊技場経営者の禁止行為、というところで定められており、この定めによって、パチンコが著しく射幸心をそそるおそれがないようにするとともに、賭博罪に該当しないという事を担保することができます。

さらにそれから、遊技場経営者の禁止行為として、現金及び有価証券の提供の次に、景品の自家（直）買いの禁止という規定があるということをお申し上げましたが、自家買いの禁止がありましても、第三者に買い取らせてもらうというシステム、誰かに買い取らせてしまうというシステムを作ってしまうと、自家買いの禁止が潜脱されてしまう、ということになりますから、各都道府県の風営適正化法施行条例というので、景品の買い取らせというのも禁止されております。これによって、パチンコの射幸性を抑制し、賭博罪とならないことを担保しているという規制の枠組みになっております。

以上が、パチンコ屋さんの業法である風営法、風適法の中のパチンコの位置づけと規制の枠組み、その中における賞品に関する規制の位置づけをざっと述べました。

次に、お手元の書類の6ページを見てください。第2といたしまして「ホール業界の現況と問題点」

について述べたいと思います。まず、ホール業界の現況と問題点。私は法律家ですので基本的には私の専門分野外ということになるんですが、まず経済的な観点から申しますと、産業の規模として非常に大きいということがいえます。参加人口は平成24年、2012年の統計ですが、1110万人という、人口の1割がパチンコに参加していると。だいぶ減っているんですが、まだ人口の1割がパチンコを楽しんでいると。まずその点で大きなレジャー産業であるということが出来ます。

それから就業人口、何人の方が働いているか、27万人という数字もあるんですが、PCSAの類推値でいくと29万6251人。約30万人の方がパチンコ業界で働いている。さらにこの家族であるとか、あるいはパチンコホール業以外の遊技機のメーカーであるとか、あるいは周辺設備、周辺機器のメーカーであるとか、商社であるとか、あるいはその他のパチンコ関連の従事している方は、相当の数の就業人口があると言えると思います。そういう面でも大きな産業。

それから売り上げ規模。これはレジャー白書なんかでいうと平成24年、2012年ですと、貸玉料金ベースで19兆660億円、約20兆円。この点についてはPCSAの類推値ですとっと多くて29兆874億円という数字が出ております。この辺の統計的な数字が大きな乖離があると、統計的な数字にちょっとまとまりがないというのもこの業界を表しているように思えますが、19兆円というレジャー白書の数字をとるにしても、あるいは29兆円というPCSAの類推値を取るにしても、いずれにしても非常に巨大な産業であると言えます。

それから法人税の納税額が2277億円にも上ると。この点でも、日本国の税収における、特にサービス業の納税額としては非常に大きい、極めて大きい比率を占めていると言えます。このように大きな産業であるゆえに、社会的に注目度も高いし、逆にいうとアンチパチンコ、パチンコバッシングという言葉もありますが、そういう意味でたたかれやすい、そういう面があると思います。これが、一応産業規模というところでは。

じゃあ、これを過去何年かにさかのぼってみると、どういう傾向が見て取れるかというのが、今6ページの真ん中辺にある表なんですけど、パチンコ業界、ここではPCSAの類推値ではなくレジャー白書の統計を並べてみたわけですが、今までの過去最高、売り上げにおいても参加人口においても過去最高を記録したのは平成7年、1995年です。これはちょうど、平成5年頃にCR大工の源さんとか花満開とか、いわゆるCRのパチンコ機、カードリーダーですね、の中で射幸性の高いものが出てきて、パチンコの人气が非常に高まった頃であります。そして、1995年、平成7年はパチンコの売上が30兆9020億円という史上最高を記録した年であります。そしてまたパチンコの参加人口も2900万人という史上最高を記録した年であります。

その後、どういう経過、傾向を辿ったかというところ皆さんも肌身で感じていらっしゃると思いますが、平成24年、2012年には、平成7年には30兆9000億円あった売上が、19兆660億円に減っている。同じように参加人口は2900万人あったのが、1110万人に減っている。これを単純に比較しますと、平成7年、1995年から平成24年、2012年までの17年間の間に、売り上げにおいては61.17%、まあ61%にまで落ち込んでいる。参加人口に至っては38%まで落ち込んでいる。そういうパチンコ離れが顕著であるということが見て取れます。

ただ、この統計から見て取れるのは、単に売り上げが減った、参加人口が減ったというだけではなく、この17年間で売り上げが61%にしか落ち込んでいないのに、参加人口が38%にまで落ち込んでいるという売上の落ち込みに比して参加人口の落ち込みが著しいというそういう問題点が見て取れると思います。

これについては、そのページの下の方にも、売上が61%に落ち込んでいる。これに対して参加人口は38%にまで落ち込んでいると、これはどういうことかというところ、まず、射幸性だけの営業、そういう実態があるんだろうと。そしてそれによって色々な弊害が出てきているんだろうということがいえると思います。まずは単純に見て売上が61%に減っているのに、参加人口は38%まで減ってしまっている。売り上げも参加人口も同じく61%まで減っているのであれば全く問題が無いのですが、売上の減り方に対して参加人口の減り方が著しいというのはどういう事かというところ、一人ひとりの方が使うお金が大きいということですね。一言でいうと、この17年間ずーっとパチンコでお金を使う、いわゆる遊技料金が高額化してきた、というのが見て取れると思います。特に平成17年くらいから遊パチ、

いわゆる遊べるパチンコというのが出てきた。更にその後、1円パチンコ、5円スロットという低貸玉営業というものがかなり定着してきた、そういう状況の中で、なお、このような一人当たりの遊技料金の高額化、すなわち経済的負担の増大というのが顕著になっている、というのはかなり問題であるといえると思います。

そしてこのことは、一人の方に、数少ないヘビーユーザーに売上を頼っているといっているんですが、これはどういうことかという、逆にいうと経済的負担に耐えられないユーザーがパチンコから離れている、一部のヘビーユーザーに対する売上の依存という事が、多くのパチンコユーザーをパチンコから足を遠くさせている、という実態があるといえます。

それからもうひとつ、これは数字から見えるようなものではないんですが、このような一部のヘビーユーザー、すなわち頻繁にパチンコ屋さんを訪れるリピーター、そのような方ばかりを対象にするパチンコ台というのが主流になっているといえると思います。

それはどういうことかという、パチンコの遊技機の高度化、シリーズもので、前から同じシリーズの遊技機でプレーしている人じゃないとついていけない。遊技自体についていけない。色々な演出があるが、確変の演出だとか、リーチの演出だとか色々あると思います。それもなかなか、思いつきで入ったようなお客さん、ライトユーザーにはついていけないような現状があるんだと思います。

これは要するに、客離れの問題として、まず遊技料金の高額化、それから遊技機の操作の高度化というのかマニア向けの遊技機に偏っていると、初心者が入りづらい環境を作ってしまったといえると思います。

更に次に8ページを見ていただきたいんですが、このような一部のヘビーユーザーを囲い込んで、そちらに遊技を依存しようという営業方法がどういう問題を生んでいるかという、まずヘビーユーザーを奪い合うような過当な競争が生じている。過当な競争という、そこで、不正改造をして裏ロムを入れてみよう、最近では減っていると言われてはいますが、裏物を入れたいというそういう誘惑に結びついている。

あるいは先ほどもちょっと申し上げましたが、出玉イベントの常態化と、いわゆる客を寄せるだけの広告だけのイベント、見せかけだけのイベントが横行している。イベント頼みの営業が常態化している。これは消費者というかユーザーの立場からすると、消費者を欺く広告宣伝が横行しているという批判を受けざるを得ません。

また、ヘビーユーザーは射幸性の高い遊技機を好むということですから、当然、そこに換金、あるいは換金率を重視するという方向性が出てきます。換金自体による不健全化、これは又述べますが、賭博類似行為、パチンコが最近特に賭博のようなものだという風に言う人が多いんですが、このように一部のヘビーユーザーを対象にした営業方法は賭博類似行為、パチンコとは賭博類似行為をする場所だと言われてしまう、その原因だと思います。先の東京都知事選で宇都宮健児さんという日本弁護士連合会の会長だった人が一候補として出ましたが、あの人はパチンコは賭博だと公言してはばからなかったんですね。そもそも弁護士会の会長だった人が特定の政党の支持を受けて自治体の首長選挙にでるのはどうなのか、という人はいるんですが、ある政党の立場なのかも知れませんが、パチンコとは賭博そのものだという事を、公言してはばからない人だという事であります。

それから換金等価営業、業界等価ですね。あるいは高価換金営業と、そういうものに走っていくということは、おのずとホール自体の営業を苦しくしていくとともに、自家買い、買い取らせを疑われる行為だということになってきて、非常に不健全なイメージで世間から見られてしまう。

また、のめり込みの問題ですね。のめり込みの問題というのはホールの経営者の方は案外深刻に受け止めていないんですが、警察は非常にこののめり込みの問題というのは、特に最近重視しております。一部の先進的な考え方を持った経営者の方は、こののめり込みの問題に対して、積極的に改善、あるいは予防していこうという方向性でやっておられますけど、まだまだ一部といわざるを得ない状況だと思います。このような問題があります。

すなわち、現在のパチンコ業界というのは、業界の規模としては非常に大きい、だけれども、長期に売上げが落ちている。さらに、売上げの落ち込み以上に客離れが進んでいる。そしてそのことは一部のヘビーユーザーに売上を依存する射幸性頼みの営業に結びついている。そしてその、射幸性頼みの

営業、あるいは射幸性を追及した営業というものが様々な問題を発生させている。それ自体が客離れを促進する。あるいはマニアだけを相手にするというので、かえってライトユーザーの足を遠のけている。それから不健全な、例えばヘビーユーザーを奪い合う競争行為として、それ自体としても不健全な過当な競争が生まれている。あるいは、まず換金ありきの営業となってしまう。あるいはのめりこみを助長する営業となっている。そのような弊害が出ているということでもあります。

以上が、第1としてパチンコの風営法上の位置づけとそれに対する規制の枠組み、その中での賞品に関する規制について。第2として、パチンコの現況と問題点というのを見ましたが、次にちょっと変わってカジノに対する規制。唐突なんです、カジノに対する規制というのは、これはパチンコに対する風営法の規制を最初にざっとおさらいさせていただきましたが、それとの対比でカジノに対してはどのような規制がされるのだろうか、ということを探ってみて、そこからあぶりだされるパチンコの問題というものを、見てみたいと思います。

まず、カジノに関しては、去年の12月でしたか、特定複合観光施設区域整備法案、いわゆるIR推進法というものが国会に提出されております。これはいわゆる推進法といって、日本におけるカジノ、IRとも呼ばれていますが、このIR施設、カジノ施設をつくる大枠とスケジュールを定めただけの法律であります。これは、今開催、5月まででしょうか、6月まででしょうか、今開催されている国会で成立するであろうといわれております。そしてこの推進法、カジノ推進法、IR推進法というものが成立した後、施行後1年以内にその他の法的な立法措置をするという事で、その中で今度は実施法というのが立法される、制定されるだろうと。その実施法というのは、正確には現在では特定複合観光施設区域整備法案といわれています。これはIR実施法、IR実施法案という風に仮称されていますが、これが出るだろうと。これにある程度詳しい、カジノ法の内容が盛り込まれる予定であるということになっています。

このIR実施法に関しては、去年の11月に議員連盟の方で特定複合観光施設区域整備法案～IR実施法案～の基本的な考え方というものが示されています。今日、お手元に配りました冊子の8ページから9ページには、そのIR実施法案 基本的な考え方というのを表にまとめております。これを見ていただくと、基本的にどういう方向性でカジノというのは規制がされるのか、お分かりになると思います。詳しいことはここに書いたのをご欄になっていただければよいことですが、基本的には、まずそもそもIR、いわゆるカジノというものはどういうものかということ、観光産業の振興と共に国、それから地方の活性化、財政への寄与という公益的な目的が最初に盛り込まれている。そもそもパチンコに関しては、風営法はどこを見てもこのような公益的な目的は想定されていないということなんです、当然のことなんです、そもそも出だしにおいて、一種の公益的な目的を前提にしているというのが、このカジノであります。

それからカジノができる場所というのが、まず自治体が申請して、国が自治体の申請を受けて区域を指定する。そこでしかカジノができないということでもあります。それから許可制、パチンコも許可制ですが、カジノも同じような許可制が取られることとなります。同じような、という用語弊があるんですが、許可制が取られるんですが、その許可の要件も非常に厳しい。現在、パチンコにおいては、パチンコホールをやる会社、あるいは個人の方に欠格事由があるかないか審査される。そして、無ければその地域が、いわゆる営業制限地域にかかっていないか、あるいは遊技機がちゃんと公安委員会の検定を通ったものかということ審査されて、問題が無ければ許可される、ということになっています。

これに対して、まずカジノの場合には地方公共団体が地方公共団体とカジノの施行実施業者が協定を結ぶ。地方公共団体に業者が選ばれなければだめだと。それから選ばれて、その国の区域指定を受けられたとしても、その業者については厳格な審査基準で許可されるかどうか、審査されるということになっています。

特に業者だけではなく、例えば5%以上の主要株主であるとか、経営者、それから主要な管理職、それから直接的、間接的にゲームの運営に関与する職員も同様の審査を受け、許可を得なければならない。しかも許可については、いわゆる欠格要件、薬物中毒ではないとか前科が無いとか、そういうような欠格要件の他に、いわゆる有効要件というのが必要になってきます。おそらく、例えば、現場でゲームをコントロールするような人であれば語学力であるとか、ゲームに関する知識であるとか、法令に関する

知識であるとかというような有効要件まで審査され、許可の要件になっている。非常に厳しい許可制度になっているんですね。

それから、その他に遊技機のメーカーであるとか、関連システム、器具のメーカーであるとか、その施行に関して関わるサービスを提供する業者は全て免許制になる。すなわち、パチンコホールの場合には遊技機については検定、あるいは認定という制度はありますが、メーカーが免許制であるわけではない。あるいは周辺機器については認定や検定という制度も無い。ホールの現場で働く人には、管理者には一定の要件が要求されますけど、会社の株主であるとか、その他については全く要件が無い、ということと比べますと非常に厳しい、そういう規制内容になっています。

それから、カジノで行われる行為については全て規制と認証の対象になる。非常に厳しい規制が盛り込まれています。

さらに、カジノが反社会的な勢力の温床にならないとか、さらに依存症の問題、依存症になる人を増やして社会に悪影響を及ぼさないか、という観点からの配慮というのもされておりまして、特にお手元の10ページの枠の中の上から4番目の賭博依存症患者の増大を防止し、その対策のための機関を創設する。社会的セーフティネットとして、公営賭博分野を含めた調査と実態の把握、依存症問題対応のための国の機関を創設する。その財源にはカジノからの納付金収益の一部を充てる。予防措置として、自己排除プログラムならびに家族強制排除プログラムの導入を積極的に検討する、という風になっています。要するに依存症問題、パチンコでいうとのめりこみの問題なんですけど、これの増大を防止するために、カジノのあがりて国の機関を作ると、そこでカジノだけではなく公営ギャンブル全般を含めた調査、実態調査や対応をすると定めている。そして、その予防システムとして自己排除プログラム。要するに自分でもカジノに行くとお金を使っちゃうから、行かないようにしますと申告する。それだけではなく家族から、例えば奥さんから「旦那さんが入っちゃダメ、入れちゃ困ります」というような家族からの強制的な排除プログラムを導入する。おそらく、顔の認証とか、最新のテクノロジーを駆使して排除プログラムに登録された人というのを入れないようにするシステムを作るんだと思いますが、ここまでいわゆる依存症に対して配慮しているということはいえると思います。

このように、一言でいうと、カジノというのはパチンコに比べてその設置、運営、働く人の資格要件というものが、きわめて厳しい規制が設けられる。これに対してパチンコは、許可をもらえれば、大体、何かしなければずっとできる、そういう規制に著しい温度差がある。

それから、特に依存症問題、のめりこみ問題に対するセーフティネットをカジノ法の中に組み込んで、パッケージで制度化していこうという方向性が出ている。このように非常に、パチンコに比べると、社会的に懸念される、国民が懸念するであろう犯罪の温床とならないか、依存症の問題をどうするんだという点に対して、手厚いケアの方法を盛り込んでいるということが言えます。

これに対して、このようなIR実施法が成立するとどうなるんだということ、同じように、パチンコはカジノと同じようにお金が賭けられる。これは3店方式により間接的にお金が賭けられる結果になるというだけなのかもしれませんが、社会的実態としてはお金を賭けることができる。そのようなパチンコという遊技、そういうサービス産業がある。同じ様にお金を賭けられる遊技をする場であるカジノとパチンコがこんなに規制に差があっているのか、という問題提起が必ずやあるかと思えます。これはどういうことかということ、全てパチンコでお金が賭けられる。賞品買取りシステムによってお金を得ることができる、そういうところが焦点になってくると思われます。

更にパチンコは、今申し上げたようなカジノに比べると、例えば国や地方公共団体の財政に寄与するという、そういう公益的な目的が当初から想定されていないし、当然そのような制度も無い。それから、のめりこみの増大や救済のシステムを業界として持っていない。持っていないというのは言い過ぎかもしれませんが、法律上用意されていないというようなことが、批判の対象になるのではないかということと言えるかと思えます。以上が、唐突ではありますが、カジノに対してどのような規制がなされるのか、ということと、それに対してそれに対してパチンコはカジノに対する規制との乖離でどの様に見られてしまうのかという点について申し述べさせていただきました。

次に、今、カジノが合法化される、カジノが解禁になると、パチンコも同じ用に換金システムによってお金が賭けられるという実態から、換金システムが焦点になって色々な問題提起がされるだろうと申

しましたが、その換金のシステム、賞品の買取りについてはどういう問題があるのか、ということについてお話をさせていただきたいと思います。

まず、皆さん、ご説明するまでも無く、現在のいわゆる3店方式という方法で賞品の買取りをされている。この賞品の買取りシステム、いわゆる3店方式については、色々な意見があるんですが、警察庁では直近の例でいうと、平成18年に警察学論集に載った、当時の警察庁生活安全課の課長補佐の論文では、現行の換金行為のうち、営業者と関係の無い第三者が客から賞品を買い取ることは、直ちに違法となるものではない、という風な見解を出しております。法律家として法律に規制されていない分野で、要するに自由に行える分野で取引が行われるということは、違法ではないというより、完全に合法的であるということなんですけれども、警察庁の当時の生活安全課長補佐は、そうであっても直ちに違法といえるものではない、違法であるとは言えない、と言うに留まっております。これはどういうことかといいますと、後で言いますが、いわゆる表向きは3店方式を仮想しているけども、実態は自家買いであったり、あるいは買い取らせである、という状況があまりにも多いところがあって、このような奥歯に物がはさまったような言い方、評価しかできないんだろうと考えています。

それはさておき、このように警察庁の方では、風営適正化法の規制の枠外ではあるけれども、換金、第三者に景品を買い取ってもらうという方法で換金が行われている、そういう実態があるという事を認識して、その買取り業者が、ホールとは関係の無い、独立性のある第三者であるならば違法ではない、という事は言っている。

そして、それじゃ、どういう場合に違法となっていて、どういう場合に違法ではないのか、合法的なものになるのか、という点について、3つのポイントで見ると。そこに(ア)(イ)(ウ)とありますが、人的関係、例えば、PCSAに加盟されるホールさんは大手、あるいは準大手というところでいらっしゃるの、買い場に自分のお子さんが入っているとか、奥さんが入っているとか、あるいは奥さんがやっているとか無いと思いますけれども、買取り業者とホール業者との人的関連性、役員を兼ねているとか、あるいは表向きは兼ねていないけど株主であるとか、買取所とホールとが人的に密接な関係があるというような場合、それはNGです。

それから、買取の実態。例えば、価値の無い、いわゆる特殊景品と言われるような、古いシャープペンシルの芯であるとか、あるいはボールペンの芯であるとか、これを買取りのツールとして使っている。買取りの実態として、無価値なものを換金のツールとして使っている。これは買い取らせか自家買いでしかない、と見ざるを得ません。それから、あるいはホールと買取所で景品がピストン輸送されている。お店で景品が足りなくなると買取所に電話して、買取所の景品を直接ホールに持ってこさせる。還流があるんですね。そういうような場合は、これは景品を第三者に買ってもらうという、3店方式のような格好をしているけれど、実は自家買いなのか、あるいは買い取らせなのか、と見ざるを得ないわけです。

それから資金提供の有無。これについては後でもう一度検討しますが、例えばホールから、露骨な例で言うと、ホール業者が買取所を全て用意して買取り業者を呼んでくる。例えば、最初の買取り資金をホール側が貸し付ける。あるいは買取所の運営資金自体をホールが出す。これについては後ほど申し述べますが、月額定額制の買取所の運営資金を出しているという場合にもこれに当てはまります。このような事から、今言いました人的関係、買取所の実態、資金提供の有無、このような3点から見て、ホールから独立した第三者なのかどうか、例えばホールの社長の娘さんが買い場をやっているとか、あるいはいわゆる特殊景品といって無価値な景品を買取のツールとして使っているとか、ホールと買取所の間で景品が行ったり来たりしているとか、あるいはホールから買取り資金、あるいは買取所の運営資金が出ているかどうか、出ているようなことがあるかどうか、この3点を見て、ひとつでも当てはまれば、これは最低買い取らせになる。場合によってはダミーを使った自家買いである、という風に評価されてしまう、という事になります。

先ほどちょっと言いかけてましたが、ではなぜ、警察は現状の賞品買取り、ホールとは関係の無い独立性のある第三者によって買取りがなされている場合には直ちに違法ではないと、留まっているのか。それはなぜなのか、ということについて、もう一度おさらいしてみたいと思います。

それは、3店方式といいつつ、形だけの3店方式であると、そういう場合があまりにも多いからだと考えざるを得ません。いわゆるダミーを使わなかった実質的な自家買いであると。確か去年、東京都内の文

京区のあるホールの経営者とそのご子息2人が自家買い、それから自家買いよりもっとひどい、景品として現金を提供したという事で逮捕される、そういう事件がありました。

しかも逮捕されて連行されるというのがテレビ、確かフジテレビか何かで見た気がするんですが、テレビで連行されるシーンまで放映されております。

通常、パチンコ屋さんのオーナーというのは、その地域では名士であつたりするんですね。そういうような方が逮捕されるということは、通常、新聞あるいはテレビで逮捕されましたということは報道されますが、引かれ者になっていくところ、手錠は映しませんが、連行されるというところを映すということは今までなかった。これ、今回初めてです、僕の記憶では。パチンコ屋さんが、あるいは遠隔をやった、あるいは裏ロムを入れたという事で逮捕されてもですね、連行されるシーンを撮影されたというのは初めてだと思うんですね。それだけ警察は怒っているのかなという風に思ったんですが、まあそういうことがあつた。

要するに、ダミーを使って実際に自家買いを行っている、そういうことはある。それから価値の無い特殊景品を使った、いわゆる換金ツールとして使っている例が多い。賞品の還流やホールの資金融通が多い。それからちょっとこれも後で詳しく述べますけど、景品卸業者を介した、毎月の定額の手数料制が行われているという、そういうような、言ってみれば自家買い、あるいは買い取らせが横行しているという、非常に嘆かわしい現状がある、ということが前提にあると思います。

それから、又、換金自体の問題点もあると思います。すなわち換金というものは違法ではないといったとしても、じゃあ合法だからバンバンやりなさい、という風に言えるのか、という問題があるかと思ひます。

ホールの経営者の方にはパチンコがここまで大きな産業になつたのは換金があるからであるという、そういう成長の環境があつたからだとおっしゃる方がいらっしゃると思ひます。それは正にその通りだと思いますが、換金自体がいい事なのかどうなのか、ということを考えてですね、やはりパチンコ屋さんにお金を儲けたいということだけで来てもらうお客さんが増えていいのか、そういう問題があると思ひます。

それからお金を賭けられることによって、どういふお客さんが来るのか、客層がどのいふ人になるのか、という問題もあると思ひます。これは周辺に与える環境も含めて、そのような問題もあると思ひます。すなわち、換金ということ自体が違法ではないとしても、パチンコが庶民の大衆娯楽であるということからすると、賭博との境目をあいまいにする行為であることは間違いは無い。だから換金は、あつたとしてもなるべく少なくして欲しい、というのが警察の立場だと思ひます。私が警察の立場を代弁しているのではなくて、法律を解釈するとむしろそっちのほうに行くのかなという風に考えています。

まあ、このような問題があつて、警察はあくまでも3店方式による景品買い、これは全くホールとは関係の無い第三者が行つていたとしても、違法とは言えないだけであつて、合法であるとは言えない。その原因がここに挙げたような事情だと思ひます。すなわち3店方式を装つた自家買いや買い取らせが横行しているということ、換金自体がパチンコの本質からすると望ましいことではない、そういうことから違法ではないと言うに留まつていると思ひます。

次はまたカジノに入るわけですが、次はカジノの日本上陸がもたらすもの、ということですね。あつちにとんだり、こつちにとんだりで申し訳ないんですが、カジノの規制というものをさつき申し述べました。そこでカジノの規制が非常に厳しい、これに対してパチンコが微温的な規制しか受けていない、このような対比というの一言でいふと、パチンコが換金ができるというところから出てくる。換金というところに収斂されて、パチンコとカジノは対比されるということになると思ひます。

じゃあ、カジノが上陸してくるとどうなるか、という、これもちょっと話は飛んじやうんですが、参加人口と売り上げの減少ということが予想されます。これはアメリカのシティバンクという会社が作つてレポート、去年公表されたレポートなんですが、そのレポートによりますと、カジノが東京、大阪、沖縄の3か所に設置されただけで、全国で20%の乗換えがある。東京、大阪、沖縄では各30%づつ、その他の都道府県で15%づつ参加人口が減る、乗り換える、という風に算定して、トータルで20%、パチンコのユーザーがカジノに流れるという試算をしています。その根拠についてはあまり明確には記載されてはいないんですが、20%というのはいちよつと衝撃的な数字だと思ひます。20%流れる。こ

これは3箇所だけでですね。カジノは最大20箇所くらい出来るんじゃないか、という説もありますので、仮に10箇所、15箇所と増えていきますと、更に乗換えが増えていくのではないかと、そういう問題があります。詳しいことについてはペーパーを読んでいただければ。こういう問題がまずひとつある。これは当然予想されたことでありますけど。

次に、カジノに関しては、カジノが日本で解禁された場合、パチンコ退場論というのが出てくるのではないかと、ということが予想されております。まず、アンチカジノ派というのは基本的にアンチパチンコ派であると。それと同時にカジノ業者からもパチンコ業界に対して以下の問題提起があるだろうと。それはまず第一に、3点方式の不徹底だとすると、パチンコというのは換金ができるいわゆる脱法カジノ、更にひどい言い方をすると、違法カジノであるという位置づけがされる可能性が出てくる。すなわち脱法カジノであったらその脱法の部分を止めなさいと、違法カジノだったらつぶしてしまいなさいよという話になります。こういう、いわゆる3店方式が不徹底なまま、このまま業界がいくと、カジノ業者から、あるいはアンチカジノ派、アンチパチンコ派の市民グループっていうのがあるんですね。パチンコというのは違法カジノという風に言われて、退場しろ、といわれる可能性も出てきます。

それから、ヘビーユーザーに売上を依存した射幸性頼みの営業方法を続けると、のめり込みの助長をするのではないかと。のめりこみの助長をするだけでなく、先ほどちょっといいましたが、カジノ法ではのめりこみ、依存症に対するセーフティーネットを作ろうと、カジノのあがりから作ろうという事で、その依存症の対象というのはカジノだけではなく、公営ギャンブルにもわたる。仮に、ちょっとでもパチンコにのめり込んでいる人も対象になるとすれば、パチンコがどういう風に言われるかということ、カジノの様に利益からそのような依存症対策のお金も出していない。負担をしていないにもかかわらず、のめりこみの人をドンドン生産して、その一方で自分たちが経済的な負担をしないで、のめりこみの人の救済をカジノからのあがりで作った国家機関にゆだねている、ただ乗りをしているのではないかと、という批判を受ける恐れがあるということがいえると思います。このような点から、カジノが来るということはパチンコ退場論に結びついてくることになってくると思います。

ここで、時間も無いのではしよりますが、買取りについて問題提起をしたいと思います。第6を飛ばして第7に行くんですが、まず、現在の賞品買取の将来像というところに飛びます。パチンコに対する退場論というのでも、多くは換金ができるというところから、違法カジノ、脱法カジノという批判を受けてくるわけですが、その賞品買取に関して、将来像としてどんな問題があるかということ、まずいわゆる手数料制の問題があると思います。これはどういうことかと申し上げますと、買取所の運営が、今のところ多くの場合、ホールから問屋さんを介した定額の手数料で運営されている場合が多いと思います。これはどうなのかという問題です。通常ですと、買取所というのはお客さんから買い取った景品、賞品とこれを集荷業者に引き取ってもらった金額の利ざやで動いてなきやおかしい。これは一般的にいうと買い取り手数料の問題ですね。お客さんからの手数料の問題。これをとっていないのはおかしいのではないかと、いう事になってきます。すなわち3店方式の適法要件という点を真摯に見てみると月額定額制の買取所へのいわゆる運営資金の提供というのは非常に問題が多い。そういうところから、いわゆる手数料制、お客さんから買い取り手数料を取っていく方向にシフトしていかざるを得ないのではないかと、そういう問題意識があります。

それから、2番目に換金等価営業の問題というのがあります。現在、換金等価営業、あるいは大阪であったり関西の方では最近、いわゆる25玉交換から、28玉から42玉にきなさいとか、そういう方向性で徐々にやりにくくなっている状況がありますが、換金等価営業というのはどういうことかという、例えば、1050円でホールが仕入れたものを1000円分でお客さんに提供する。そしてそれをお客さんが買取所に持って行って1000円で買い取ってもらう。そして買い取り業者はその景品を例えば1020円で集荷業者に引き取ってもらって、それが又、回りまわって1050円でホールに納品されるといような、そういう場合を想定してみますと、ホールが1050円で買い取って1000円を出している景品、これはそもそも1050円で仕入れたものを1000円で提供するとなると、本当の市場価格は1000円ではないんじゃないかと、そういう等価性の基準の問題も出てきますが、更にいうと1050円で仕入れたものを1000円を出すという、その逆ザヤはなんなんだと、めぐりめぐって、それはホールから景品問屋さんを通じた買取所への資金提供ではないかと、となるとこの逆ザ

ヤで営業される換金等価営業というのは、そのまんま少なくとも買い取らせ、場合によっては自家買いをやっているということを自ら明らかにしているといわざるを得ないんじゃないか、そういう問題があります。

そういうところから、換金等価営業というのは3店方式を真摯に見るのであれば、これはできない、法律的にはできない方法であるといわざるを得ない、ということがあります。以上まとめますと、3店方式の要件の中に賞品買取の将来像としては、いわゆるお客さんからの買取手数料、買い場がお客さんからの買取価格と集荷業者との引き取り価格の差額で最低限運営されなければならない。すなわち、お客さんからの手数料制になっていくだろうと。それから換金等価営業というのは3店方式からもう出来なくなっていくだろうということが言えると思います。

更に、このような傾向と共に、将来的には更に低貸玉営業の普及とかその他の要因から賞品の買取の減少傾向が見られるだろうと。そうなると買い取り業者は将来的に尻すぼみになっていく。買い取り業者というのは儲けられない仕事になっていくだろうと。そうなってくると3店方式の重要なインフラである買取業者というのが無くなってしまいうという可能性も出てくるわけなんですけど、これをどういう風にしていこうか、そういう問題であります。

これについては最終的には買い取り業者というのを再編化して一元化していかなければいけないだろう、あるいは買い取り業務というのを合理化して、買取手数料をプール制にして一部の零細ホールにくっついているような、儲けの少ない買取所の運営費も大きなところから出たところから少し補充するというような、そういう方向性も必要なのではないかなと考えております。

時間が無いところで恐縮なのですが、最後に、パチンコというのがこのような状況下でどうなるのか。これからやはり、射幸性に頼った営業から脱却をせざるを得ないだろう。一言でいうとそういうことになると思います。これは具体的にはどういうことかという、新たな顧客層の開拓、新たなと申しましたが、かつてのお客さんをまた呼び戻していく、という風に読み替えてもいいかと思えます。これは言ってみれば、離れちゃったお客さん、パチンコ屋さんに来たことの無いような、怖がって来ないようなお客さんというのを来てもらうということだと思います。それはどういうことかという、今までのまらず買い取りありきの、射幸性を追及した営業ということから発想を転換して、大衆娯楽としてのパチンコ、昔のようなパチンコにはなりませんしかし、今の世の中で大衆娯楽としてどういう風に受け入れられるか、もう一度真摯に考えて原点に回帰していただきたいと思えます。

そのような中で、外的な要因として、カジノの解禁による売上の減少であるとか、カジノとの法的な位置づけの違い、にもかかわらず同じような事を行っているではないか、という社会的な批判に対してどう答えるかという、やはり、カジノとは違う、カジノとは違う客層を取り込んでいくんだと、カジノとは違うライトユーザー、あるいはミドルユーザーを積極的に取り込んでいくんだ、という経営方法しか無いのではないかという風に思っております。私は法律屋なので経営の現場のことは分かりませんが、パチンコ屋さんが、このカジノが上陸してくるところで、どのように生き延びていくか、という事になると、一言でいうと、射幸性に頼った営業から脱却すると、そして射幸性に頼った営業から脱却して、カジノとはかぶらない新しい客層をつかんでいく、その事が健全化、大衆娯楽への原点回帰に繋がるだろうと思っております。

非常に時間の関係で雑駁な話になって、まとまりが無くて申し訳ないんですが、その中で3店方式というのは、やはり今までのような形では立ち行かないだろう、特に自家買い、買い取らせというものに直結するような、いわゆる換金等価営業、あるいは定額手数料制の問題というのは、早晚この業界では通用しない問題になってくるだろうと考えております。

以上で終わらせていただきたいと思えます。ご清聴ありがとうございました。

以上



Pachinko Chain Store Association

第二部

日本におけるカジノ

講師 : 岩屋 毅先生 自由民主党衆議院議員
自由民主党安全保障調査会長
国際観光産業振興議員連盟（IR議連）幹事長

みなさんこんにちは。今ご紹介いただきました自民党衆議院議員の岩屋 毅と申します。宜しくお願いいたします。

私は今、超党派で作っております国際観光産業振興議員連盟という、名前では良く分からないかもしれませんが、I R議連とっております。要はカジノというゲーミング場を含む、複合型、統合型の観光施設というものがわが国に認められていいのではないかということで、そのための立法を行おうという議員連盟でございます。

元々は、自民党の中で10年以上前からこの勉強をしておりましたが、我が国におけるギャンブル法制というのは、これまでも全部、超党派の議員立法という形で成立をしておりましたが、競馬もそう、競輪もそうです、オートレース、ボートレース、それからくじの類もそうでございます。直近のギャンブル法制はt o t o、サッカーくじということになるわけですが、それ以来のギャンブル法制を伴ったインテグレートドリゾートを作れる法律をぜひ作りたいという事で、勉強を重ねてきております。

その目的は何かというと、はっきり申し上げて観光戦略の一環としてそれを是非やりたい、更にいうと成長戦略の一環としてそれを是非やりたい、という風に考えております。

ご案内の通り、今、世界135カ国くらいでカジノというゲーミングが施行されております。したがって、ゲーミングとしては国際スタンダードなんだと思います。ところが本邦においてはそれが出来ないということになっております。なぜそれが出来なかったかということ、我々が考えているのが、民間企業に国が審査の結果、免許を付与して、国が地方自治体の提案を審査して特別に認めた地域においてのみ、免許を得た事業者がカジノを含む統合型の複合施設を実施することができるようにする、という考え方でおりますので、要は民間事業者に免許を与えて、法的に認められたギャンブルをやらせるという法制はわが国にこれまでなかったわけでございます。

公営ギャンブルというのはご存知のように、地方自治体もしくはその事務組合というのが施主にならなければいけないと、胴元にならなければいけないと、こういう立て付けでずっと作ってきております。そうであれば、日本の刑法は全ての賭博を禁止しているけれども、地方自治体およびその事務組合が行うギャンブルであれば特別に認めましょうと、その代わり納付金は取りますよと。その納付金でもって公益のために資する仕組みを作ってくれば、認めてあげますよ、ということで、これまでのギャンブル法制はできてきておりますので、民間事業者に免許を与えて、もちろんそこから、カジノ税という税金は取るわけですが、それを公益のために使うという立て付けの法律が果たしてこの国で実現するかどうか。

もちろん法務省側は、非常に今日まで固い姿勢をとり続けてきているわけですが、最近になりましてようやくこういう構想についての理解が政界の中にも、あるいは経済界の中にも、あるいはマスコミの中にも、地方自治体の側にも、徐々に理解をされているのだという風に感じております。

国会に提出することもできないだろうと思われていた時期もあったんですが、おかげ様で昨年末の臨時国会におきまして、法案を国会に提出することが出来ました。

内閣委員会というところに、自由民主党、日本維新の会、生活の党、この3党は、I R推進法を党議決定いたしておりますので、その3党がとりあえず提出者になって、衆議院内閣委員会に法案を提出し、継続審議ということになっているわけでございます。

議員連盟は今200名を超えて208名くらいになっていると思いますが、社民党さんと共産党さんを除く全ての政党からご参加をいただいております。願わくば全ての政党の共同提案、提出をしたかったんですが、今年の臨時国会、自民党はなんとか党議決定をできました。維新の会さんも熱心だったので党として賛成するのは問題ない。生活の党さんもそうだったんですけど。同じ与党を組んでおります友党公明党さんは、まだ党内の審議が不十分なのでもうちょっと時間が欲しいと。だけど法案を提出するのはかまわないよ、という理解をいただいております。今、公明党さんの中で勉強会が始まりました。このカジノ、I Rについての。ぜひ、公明党さんの中でも理解を広めていただいて、もし党として賛成しがたいということであれば、ぜひ最終的に自主投票にさせていただけないかな、ということをお願いしているところでございます。

ちなみに、公明党さんはギャンブル法制には過去も非常に厳しい、というか必ずしも積極的ではないという姿勢をこれまでも取ってきておられまして、さっき申し上げたt o t o、サッカーくじの時は法

案の提出者にもなっていないし、投票は自主投票だったと思います。他党のことですから予断をもって色々私が申しあげるわけにはいきませんが、私どもの願いは、議員連盟としての願いは投票に際しては、少なくとも自主投票でやっていただければありがたいということをお話ししております。

それから、野党の方でいいますと、態度がまだ決まっておらないのは民主党さんですけど、民主党さんは政権の座にあったときも党内で一生懸命議論していただいたんですが、中々最終的に衆議一決することが出来ずに、現在も中々党内が一本にまとまるというのは難しいかもしれない、ということ、今民主党は前原さんに議連の代表として出てきていただいておりますが、そういうお話を聞いております。前原さんの方も、もし党でまとまる事ができなければ、できれば自主投票で望む体制を作りたいというお話をいただいております。

残るはみんなの党さん。みんなの党さんが今2つに分かれておりますが、それぞれぜひ党内で審査を進めていただきたいという願いをしております。

正直言うと自民党が党議決定した通りままとって、維新の会さんがまとまって、生活の党さんがまとまれば衆議院でも参議院でも数は足ります。足りますが、やっぱり幅広く国民の皆様のご理解をいただかないといけない類の法案だと私たち思っておりますし、そうでなければ最終的にこれを受け止めて実施するための法律を作っていくのは政府ですから、幅広い政党、できるだけ多くの国会議員の理解をいただいた上で無いと、政府としても中々受け止めにくいということになるかと思っておりますので、最後まで、今参加しておられない、共産党さんや社民党さんも含めて、排除することなく最後まで働きかけをしていきたいと思っております。

今、毎日予算委員会の審議の最中でございまして、今国会の最大の使命はなんといってもまず予算を通す事でございます、予算があがれば今後各委員会で各法、各法というのは政府が出した法案の処理が始まってまいります。ちょっと心配しているのは、内閣委員会というのは、内閣府にどんどん色々な仕事が集まっております、内閣府関連の法案がいっぱいあって、今7本くらいたまっておりますので、順調に政府提出法案を処理していくと空きが出てきますので、そこで議員立法としては最優先でこれを審議していただけるように、これからお願いをしていきたいと思っております。

それから、法案の中身についてはあまりお話ししておりませんが、たぶん、いろいろなところで報道されたりしておりますので、大方どんな構想なのかご理解いただいている方々も多いと思っておりますので、あまり細かいところには触れませんが、我々が山ほど沢山そういう施設を作ろうとは思っておりません、日本で初めて行うことになろうと思っておりますので、イメージとしては数箇所、都会型のものど地方型のものど半々くらいでスタートして、本当に問題なく、間違いなく施行されているな、というところを国民の皆様に見ていただかないと次のステップに進むことも出来ないでしょうし、民間の事業者の活力を使うわけですから、競合して共倒れになるような、そういう政策を国が取るといっても、これは適当ではないと思っておりますし、将来的にも日本という道州という言葉がよくありますが、わが国をそういうブロックに分けますと10箇所とか11箇所とか言われていますが、議員連盟の中で議論してきたイメージでいいますと、いくら増えてもそういうブロックに1箇所くらい。そこがまた観光拠点になって、例えば九州に一つできれば、そこに来たお客さんが九州全域を周遊していただくと、関西に一つできれば、関西地区をそういう方々が周遊していただくと、そういうイメージを持っているところでございます。

国あるいは地方公共団体は、IRからカジノ税あるいは入場税を取る事ができるというふうにしていただいておりますが、国民の皆様が心配していることは、ひとつは果たしてカジノの運営というものに、社会悪というか組織悪というかそういったものが絶対にかまらないんでしょうね、本当にそういった透明な仕組みが作れるんですか、心配ありませんか、というのがひとつあると思っております。

もうひとつがギャンブルである以上はどうしても一部に一定の割合で依存症みたいなことが出てきますよねと、それはしっかり対策なりケアが出来るんですか、という心配があるかと思っております。

大きく分けて反対論の主張はこの2つに分けられるんじゃないかと思うんですが、それにもしっかり対応できる仕組みでなければならぬことは当然だと我々は思っております。お配りしていると思っておりますが、我々がまとめた基本的考え方の中には世界最先端の厳しいレギュレーションという知見を獲得した上で、わが国にふさわしい事業者選定のための厳しい規則を作っていくかなくちゃいけないという風に

考えています。

それから、カジノという施設は出来上がれば、完全に入り口でIDチェックをする施設になると思いますので、当然未成年はそこで排除されるということになりますし、シンガポールやスイスもそうだと聞いておりますが、採用しているような自己排除プログラム。「自分が行ったら過去も失敗したし入れ揚げたてしまって大変なことになるんで俺が行ったら入れないでくれ」と申告があった人は入れない。それから家族からそういう申告があった人は入れない。自己排除プログラム、家族排除プログラムみたいな仕組みも検討していったらいいんじゃないかと思っております。

シンガポールは、シンガポール人、内国人に限って毎回8000円近い入場料を取っていると思いますが、これはある意味で抑止政策だと思うんですね。やっぱり、日本人が行けないという施設になると規模としては非常に小さい設備になりますし、それでは我々が期待するような魅力的な施設を作っていくための投資が見込めないということになろうと思うので、やっぱり日本人も行って楽しめる施設であるべきだと思うんですが。しかし、一定の抑止政策というのをそこに設けるという考え方もあってしかるべきだという風に思っております。もし推進法が通って政府に本部が出来たら、本部の中ですね、そういうこともぜひ検討していただきたいと思います。

我々何もオリンピックを目指してやってきたわけではないんですが、幸いにオリンピック、パラリンピックの招致が成功いたしました。ということは2020年がひとつのターゲットイヤーになってきているわけですね。今、ソチでオリンピックをやっている、日本人選手が活躍しているうれしい限りですが、オリンピックの祭典といっても20日くらいで終わってしまう祭典になるわけで、その後パラリンピックというのも続きますけれど、2020年はもちろん観光客はたくさん来ていただけたと思いますが、一過性に終わってしまったのではいけないんだと思います。

昨年、ご承知のようによくインバウンド、外からのお客様が1000万人に達して、太田国土交通大臣が1000万人目の方に、どうやってカウントしているのか分かりませんが、その方にプレゼントを渡したというセレモニーがありました。が、政府の目標は2020年2000万人です。最終的な目標は3000万人とこう言っているわけです。すごい数だな、と思いますが、世界の中ではあまりたいした事ではなくて、中国は5500万人ぐらいの外国人観光客を迎えております。アメリカは6000万人ぐらいだと思います。世界のチャンピオンはなんといってもフランスで8000万人ぐらいですね。あの辺りのイタリアだのオランダだの、ヨーロッパの有名な国は大体数千万人のお客様を迎えていると。日本の1000万人というのは、韓国よりも少ないんだと思います。人口500万人のシンガポールよりも少ないというところ。インバウンドはこれから増やしていかなければいけないんだと思います。

政府も少子高齢化対策、特に少子化対策を一生懸命やろうと。子育て支援をやろうとっていますが、一朝一夕に人は増えてまいりません。ある統計によれば2050年になったら人口は8000万人ぐらいに、今の3分の2ぐらいになっちゃうんじゃないかと、その大半は高齢者になっちゃうんじゃないかという風にいわれています。

今、我々アベノミクスで何とか20年停滞してきた日本経済を持ち上げようと努力をしていますが、これは国民の皆様のを借りて、なんとしても成功させていかないといかんと思っておりますが、中長期のトレンドを見ると、やっぱり人口がどんどんどんどん減っていく、シュリンクしていくということになれば、中々経済が伸びていく余地というのが少なく、特に今の日本の観光産業は、大体年間23兆円くらいだと思いますが、そのうち20兆円くらいが国内旅行です。そのうち15兆円くらいが国内の宿泊旅行で、5兆円くらいが日帰り旅行です。それから残る3兆円のうち半分近くが日本人が外に出て行くときに使う旅行の売り上げですね。それで、1000万人のお客さんは、まだ1兆円くらいしか我が国のGDPには貢献していただけていないんですね。

だからぜひ、IRみたいな施設を作ることが出来れば、もちろんバックパックで日本を安い旅行で回ってくださるのもありがたいんですが、できれば旅行のグレードも上げていただいて、長期滞在型にさせていただいて、アジアの中にも富裕層がどんどん増えてきておりますから、そういう方々が日本に来てきて、お金を沢山使っていただく、というような事に繋がっていけばいいかと、こう思っているわけです。だから、オリンピックに向かって色々な観光施策を充実させていかなきゃいけない。まずはそ

ここでピークを迎えなきゃいけないわけですが、オリンピックが過ぎた後も、どんどん日本の観光が発展していく、国際観光が盛んになっていく、そういう戦略を我々描いていかなければいけないんじゃないかな、こう思っているところでございます。

政府の中でいうと、議連の顧問に安倍総理とか麻生副総理とか、今日は私の盟友でもあります総理補佐官の青森の木村太郎代議士が来ていただいておりますけれども、石原慎太郎さんも顧問になっていただいておりますし、小沢一郎先生も顧問になっていただいておりますし、今の閣僚でいうと、茂木経済産業大臣、下村文部科学大臣、西村内閣府副大臣などは議連の役員として活動、活躍をしてきてくださいましたので、政府の中では十分に理解が広まってきているのではないかなと期待をいたしております。ただ、先ほど申し上げたように、できるだけ幅広い政党、多くの議員の理解をいただけるように、更に我々努力をしていきたいと思っております。

それから、民間レベルでいいますと、この間、IR推進協議会という会の準備会が行われまして、ここは経団連に参加している主要企業であるとか、それから学識経験者であるとか、それから地方自治体も47都道府県中35の県から担当、観光関連の職員が来ておられましたけれども、そういう準備会がこの間発足いたしまして、寺島実郎さんが会長になっていただきました。ローソンの新浪さんとか、そういう方が集まっていたいただいて、ぜひやるべし、というエールをこれから送っていただけたと思いますので、一部の国会議員がいつているわけではない、という形にだんだんしていくことが大事だなと、こう思っているところでございます。

私も元々安保屋といえますか、安全保障をずっとやってきておりまして、たまさかご縁があったので、私自身が責任感を持って、なんとか成立させるまではがんばらなきゃ、というつもりでやってきているつもりでございまして、そこで守備範囲はルーレットからミサイルまでと申し上げているところでございますけれど、世界の135カ国くらいで施行されていると。あれだけギャンブルはご法度だと言っていたシンガポールも踏み切って、それはなぜかという、シンガポールという都市国家がハブ機能をもっと強化しなくちゃいけないと、世界中から人がやってきて、そこで交流し、そこでビジネスが生まれるという国にしていけないとシンガポールは良くなっていかないという決心をして、そういう道に踏み切ったわけなので、我が国も是非そこにチャレンジをしていったらいいのではないかと。

幸い日本は、北海道から沖縄まで、小さい島国といいながら、ふんだんな、豊かな観光資源、文化、芸術、歴史、伝統があるわけですから、IRだけで何か全てが解決すると私も毛頭思っておりませんが、ぜひそういうきっかけを作ればなど、日本の観光が世界に発信していける、つまりクールジャパンの発信基地になるような、日本ならではのIR、ビジットジャパンの発信基地になるようなIRというのが、英知を結集すれば作っていくことができるんじゃないかなと、それも健全に運営していくことが出来るのではないかなと思います。

パチンコ業界の皆様にとっては、このIR構想に触れるというのは、ある意味重大な関心事項なんだろうと思いますが、私はある意味でいうと、私は日本のギャンブル法制というのは、ちょっとゆがんだところがあったというか、旅館の建て増し建築みたいに進んできているところがあったのではないかと思うんですね。

遊技というのにも既に国民の間に定着した産業だという風に思いますし、皆さんのおかげで、特に時間消費型の、いわゆる大衆のための娯楽というのは、もう日本に根付いている産業だと思いますが、法的にいうと、非常にちょっと曖昧な世界にまだあるということでもありますよね。

カジノというものをこの国に生み出すことによって、業界に関する今の法的な立場を変えていく、そういう議論が始まるきっかけになっていくかもしれない、という風に思っておりますし、それからそういう一種の世界のインターナショナルスタンダードのものができあがってくる事によって、やっぱり遊技の世界も、公営ギャンブルの世界も、ある意味洗練されていかなければいけないんだろうと思います。

そういうきっかけになっていけば、どこかが伸びて行って、どこかがガンとへこむと、食い合いっこになるというよりもですね、いい意味の相乗効果が生まれるということも、私は期待できるのではないかなと思っておりますし、ぜひそういう展開になっていくように私達も努力したいと思うし、また、皆さんも研究をさせていただいて、ご研鑽をいただいて、ありとあらゆる産業がブラッシュアップされてい

って、はじめて日本再生は成り立つんだと思います。

製造業にもがんばってもらわなきゃいけません、今やサービス産業に従事している人の方が多いと思いますし、日本のサービス産業というのは実は労働生産性というのがものすごく低いんですね。これは驚くほど低いんですね。やっぱりサービス産業が高度化していくということは、日本をよみがえらせていく非常に重要なファクターになると思いますので、そういう意味でも皆さんの業界が更に研鑽を重ねられて、洗練されて成長していただければありがたいなと思っております。

以上を申し上げまして、与えられた時間が来ましたので、ご報告に変えさせていただきたいと思いません。ご清聴ありがとうございました。

司会：皆様から、何かご質問がある方、挙手をお願いします。

岩屋：木村先生、何か一言ありますか？

司会：今、木村 太郎先生がお見えでいらっしゃいますので、どうぞお立ちくださいませ。

木村 太郎衆議院議員：今、岩屋先生がおっしゃったとおり、だんだん永田町というか、各党の中でもそういう機運が高まっておりますので、ぜひこの議連を、皆さん応援をしていただいて、岩屋先生はじめ皆さんの背中を押していただければありがたいなと思います。以上です。

司会：他にPCSA政治分野アドバイザーで参議院の小川勝也先生お見えですか？お帰りになられましたか。維新の会の上野ひろし先生先ほどお見えになっていたようです。自民党の山口泰明先生いらっしゃいますか？それからやはり自民党の左藤 章先生いらっしゃいますか？

岩屋：ごめんなさい。左藤 章先生。左藤 章先生は自民党の国防部長官として、私は安保調査会長なのでいつも一緒に仕事をしている。

左藤 章衆議院議員：大阪からでております衆議院議員の左藤 章と申します。2002年くらいからカジノ議連を開いていて、色々な勉強会をして、カジノというのは観光産業のひとつだと、昼は色々な観光地に行ったり、色々なことをするんですが、夜はカジノで遊ぶ、楽しむ、こういうことをすることによって街が発展するんだと思っておりますので、岩屋幹事長がおっしゃっておられるように、一生懸命にそれが出来るようにがんばっていきたいと思います。日本はカジノが無いのはある面でいいかもしれませんが、今、国際社会はそういう活動をやることによって、大人の遊び、大人の娯楽という面で、行って楽しい日本、行って楽しいそれぞれの地域ということになればなと思っておりますので、宜しく願い申し上げます。

司会：どうもありがとうございます。それでは改めて、岩屋先生にご質問等はありませんでしょうか？挙手をお願いします。よろしいでしょうか、それでは岩屋先生に感謝の拍手をお送りください。岩屋先生ありがとうございました。

以上

一般社団法人パチンコ・チェーンストア協会

〒104-0061 東京都中央区銀座1丁目14番4号プレリ-銀座ビル5階

TEL 03-3538-0673 FAX 03-3538-0674

URL <http://www.pcsa.jp/> e-mail info@pcsa.jp